

◎ 領域等の警備に関する法律案新旧対照表  
 ○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特別の部隊の編成）            第二十二条（略）</p> <p>2 防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の二の二第一項の規定による海上における警備準備行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三の二の規定による領域警備行動、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（海賊対処行動）            第八十二条の二（略）</p> <p>（海上における警備準備行動）            第八十二条の二の二 防衛大臣は、国土交通大臣から自衛隊の部隊に海上保安庁が行う警備を補充させるよう要請があつた場合において、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため、</p>	<p>（特別の部隊の編成）            第二十二条（略）</p> <p>2 防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（海賊対処行動）            第八十二条の二（略）</p> <p>（新設）</p>

め海上における警備をあらかじめ強化しておく必要があると認めるときは、自衛隊の部隊に対し、海上において海上保安庁が行う警備を補完するための行動（次項において「海上における警備準備行動」という。）をとることを命ずることができる。

2| 防衛大臣は、前項の規定により自衛隊の部隊に対し海上における警備準備行動をとることを命じたときは、速やかにその旨を内閣に報告しなければならない。

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三（略）

2・3（略）

（領域警備行動）

第八十四条の三の二 防衛大臣は、領域等の警備に関する法律（平成二十八年法律第 号）の定めるところにより、自衛隊の部隊による領域警備行動を行わせることができる。

（警戒監視の措置）

第八十四条の三の三 防衛大臣は、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、自衛隊の部隊に対し、警戒監視の措置を講じさせることができる。

（関係機関との連絡及び協力）

第八十六条 第七十六条第一項、第七十七条の二、第七十七条の四、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十一条の二第一項、第八十二条の三第一項若しくは第三項、第八十三条第二項、第八

（在外邦人等の輸送）

第八十四条の三（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

（関係機関との連絡及び協力）

第八十六条 第七十六条第一項、第七十七条の二、第七十七条の四、第七十八条第一項、第八十一条第二項、第八十一条の二第一項、第八十二条の三第一項若しくは第三項、第八十三条第二項、第八

十三条の二、第八十三條の三又は第八十四條の三の二の規定により部隊等が行動する場合（同条の規定により行動する場合にあつては、陸域において行動する場合に限る。）には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（海賊対処行動時の権限）

第九十三條の二（略）

（海上における警備準備行動の際の権限）

第九十三條の二の二 海上保安庁法第十六條の規定は、第八十二條の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十七條第一項及び第十八條の規定は、海上保安官がその場にいない場合に限り、第八十二條の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。

2 第八十二條の二の二第一項の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

十三條の二又は第八十三條の三の規定により部隊等が行動する場合には、当該部隊等及び当該部隊等に関係のある都道府県知事、市町村長、警察消防機関その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（海賊対処行動時の権限）

第九十三條の二（略）

（新設）

(在外邦人等の輸送の際の権限)  
第九十四条の五 (略)

(領域警備行動の権限)

第九十四条の五の二 第八十四条の三の二に規定する領域警備行動の職務に従事する自衛官は、領域等の警備に関する法律の定めるところにより、同法の規定による権限を行使することができる。

(在外邦人等の輸送の際の権限)  
第九十四条の五 (略)

(新設)

改正案	現行
<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 領域等（領域等の警備に関する法律（平成二十八年法律第号）第二条第一号に規定する領域等をいう。第九条の二第一項において同じ。）における公共の秩序の維持に係る自衛隊の行動に関する重要事項</p> <p>十二 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号までに掲げる事項並びに同項第五号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（議員）</p> <p>第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。</p> <p>一 第二条第一項第一号から第八号まで及び第十二号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長</p>	<p>（所掌事務等）</p> <p>第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号までに掲げる事項並びに同項第五号から第八号まで及び第十号に掲げる事項のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（議員）</p> <p>第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。</p> <p>一 第二条第一項第一号から第八号まで及び第十一号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長</p>

<p>二・三 (略)</p> <p>四 第二条第一項第十一号に掲げる事項 国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(事態対処専門委員会)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 3 5 (略)</p> <p>(領域警備事態連絡調整会議)</p> <p>第九条の二 会議に、領域等における公共の秩序の維持に関し、会議の審議に必要な情報を収集するとともに、関係行政機関が相互に適切に連携を図りながら協力することを確保するため、領域警備事態連絡調整会議を置く。</p> <p>2 前条第三項から第五項までの規定は、領域警備事態連絡調整会議について準用する。</p>	<p>二・三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(事態対処専門委員会)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 3 5 (略)</p> <p>(新設)</p>
--	--